

# 水道水源水質保全促進事業補助金のお知らせ

水道水源保護地域内における住宅からの生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、地域内で合併処理浄化槽を設置する方または農業集落排水事業に加入する方に対し補助金を交付しています。

※ 水道水源保護地域の指定区域については事前にお問い合わせください。

※ この補助金の対象となる「住宅」とは、継続的に専ら居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいいます。

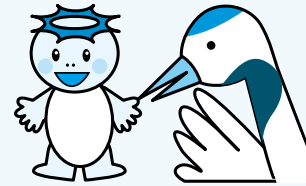
## 【合併浄化槽を設置する場合】

水道水源保護地域内の住宅において、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の使用を止め、新たに合併処理浄化槽（処理対象人員10人以下のもの）を設置する場合で、いわき市浄化槽整備事業補助金またはいわき市浄化槽復興整備事業補助金（切替えのみ）の交付決定を受けた方。

### 〈補助金の額〉

浄化槽の設置費用からいわき市より交付される補助金の額を控除した額の3分の1の額（千円未満の端数切捨て）とし、次の表に示す額を限度とします。

人 槽 区 分	補助限度額
5 人 槽	110,000円
6人槽及び7人槽	138,000円
8人槽から10人槽まで	182,000円



### 〈交付申請の期限〉

いわき市浄化槽整備事業補助金またはいわき市浄化槽復興整備事業補助金（切替えのみ）の交付決定の日から6ヶ月以内。

## 【農業集落排水処理施設に接続する場合】

水道水源保護地域内で実施する農業集落排水事業において、住宅の排水設備を農業集落排水処理施設に接続する工事を行う方。

### 〈補助金の額〉

農業集落排水処理施設への接続工事費用とし、次の表に示す額を限度とします。

区 分	補助限度額
1加入者あたり	138,000円

### 〈交付申請の期限〉

排水設備計画確認通知の日から6ヶ月以内。

お問い合わせ先 浄水課庶務係 TEL 22-9319

二滴コラム  
・水道水源保護地域ってなに？

## 河川清掃を実施しました

6月8日に、水道局職員やいわき管工事協同組合などのボランティアが三和町中寺地区の河川清掃を行いました。

これは、春と秋に実施される「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」の一環として毎年行っているものですが、今回拾い集めたゴミの量は、前回に比べてとて多くなりました。河川をきれいに保つことは、良質な水道水の大事な条件です。みなさんもゴミを捨てないようにしてくださいね。

それから、生活排水も河川を汚す原因です。

残った食用油を流さないこと、また、洗剤は必要以上に使わないことなど、私たち一人ひとりができる水道水源保護活動にご協力をお願いします。

※ 1ページでご紹介した街頭インタビューに寄せられた質問「水道水源を守るために私たちができることはあるの?」にお答えした内容です。

ほかにも、「水道水はどのように作られて、どのようにして家庭の蛇口まで届くの?」という質問がありましたが、こちらはぜひ一度浄水場見学においていただきたいと思います。

